

第 1968 回定例研究会報告要旨 (10月19日)

食品安全性の経済分析

供給側を中心として

樋口 倫生

近年の O157 食中毒事件や BSE 騒動などにより、食品の安全性に対する消費者の関心が非常に高まっている。これを反映して、2003 年の 7 月に食品安全基本法が施行され、リスク分析（リスク評価、リスク管理、リスク・コミュニケーション）の考え方が食品安全の政策に利用されるようになった。

本報告の目的は、このリスク分析において、特にリスク管理に焦点を当て、費用便益法の基礎資料となる費用を計測するための予備的な考察を行うことにあった。費用便益法とは、ある政策に対する費用と便益を対比し、その政策の効率性を決定する分析手法であり、本報告では、費用便益法を利用して HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point, 危害分析重要管理点) の承認制度を評価するため、必要となる費用の推計方法について検討した。

HACCP システムは、アメリカの NASA で食中毒防止などの高度の安全性を要する宇宙飛行士用食品を製造するために開発された衛生管理手法である。日本においては、1995 年に HACCP 方式による食品衛生の管理対策としての「総合衛生管理製造過程」の承認制度が食品衛生法を一部改正して導入され、96 年 5 月より施行されている。

改正食品衛生法では、「総合衛生管理製造過程」によるものであれば、同法に規定された方法以外で製造した製品を販売できる、と述べられている。このように改正食品衛生法は、食品の衛生水準の向上ばかりでなく、製造過程の効率性を高めることも企図していた。

上記の HACCP 承認制度に対する政策評価を行うために、本報告では成長会計を利用した。政府の食品安全規制に関する既存研究をみると、Klein and Brester (1997) や Ollinger and Mueller (2003) などが存在し、トランスログ費用関数の計測を通じて規制の影響を検

証している。このような方法を日本の食品製造業部門に応用したいが、規制の代替変数として利用できるデータが入手できなかったため、今回の報告では、成長会計によって HACCP 承認企業の TFP 成長を計測し、効率性の変化を観察した。しかし TFP 成長には、企業経営の効率性以外にも、技術進歩という要因が含まれており、HACCP 承認制度が技術進歩に与える寄与を計測できるという利点をもつ。

実証分析では、HACCP 承認企業の中で、乳・乳製品部門の 5 社と食肉製品部門の 5 社を選択した。計測期間については 1991 年～2003 年とし、1991 年～97 年を HACCP 実施前、97 年～2003 年を実施後と区分した。

計測の結果、乳・乳製品部門では、HACCP 実施以前と比較して実施後に 1 社を除く全ての企業で高い TFP 成長を記録していた。一方食肉製品部門をみると、2 社が HACCP 実施後に大きい値であるが、1 社はほとんど差がなく、他の 2 社については、実施後に効率性が低下していた。

したがって日本の HACCP 承認制度は、必ずしも、企業に大きな負担を負わせていなかったと推察される。このことは、HACCP 承認制度が食品衛生の向上とともに、製造方法の制約を除いて効率性を向上させることを目的としている点から理解できよう。また日本の制度は義務ではなく承認方式であるので、効率性が改善され、利潤を享受できると判断した企業のみが承認申請を行ったためであるともいえる。

しかしながら以上の分析結果には、対象とした企業が HACCP 承認企業を代表しているのか、あるいは HACCP 制度以外に TFP に影響を及ぼす変数を制御していない、などの問題を孕んでいる。したがって今後の課題は、既存研究で行われているような費用関数の計測に利用できる企業データの発掘に努め、日本の HACCP 承認制度に関するより適切な検証を行うことである。